

公 示

準特定地域における個人タクシー事業に係る特例許可の参入枠について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」（令和4年3月31日付け中運局公示第90号）5.(1)参入枠の公示に基づき、令和6年度の営業区域毎の特例許可参入枠を下記のとおり定めたので公示する。

令和6年4月17日

中部運輸局長 金子 正志

記

令和2年度及び令和3年度に一般廃業した75歳未満の個人タクシー事業者数に係る参入枠

名 称	令和6年度参入枠	令和7年度～8年度の総参入枠
西三河北部交通圏	0人	0人
東三河南部交通圏	0人	0人
静 清 交 通 圏	4人	0人
浜 松 交 通 圏	4人	4人
沼津・三島交通圏	0人	0人
福 井 交 通 圏	6人	2人

令和2年度及び令和3年度に一般廃業した75歳未満の個人タクシー事業者数を、令和4年度から令和8年度までの各年度において、5か年度で按分。ただし、小数点以下の端数が生じる場合は、令和4年度の事業者数を繰り上げて処理することとする。

令和5年度で特例許可を行わなかった参入枠の残余は、令和6年度の参入枠に繰り入れている。

令和4年度及び令和5年度に一般廃業した75歳以上の個人タクシー事業者数に係る参入枠

名 称	令和6年度参入枠	令和7年度~10年度の総参入枠
西三河北部交通圏	0人	0人
東三河南部交通圏	2人	0人
静 清 交 通 圏	1人	4人
浜 松 交 通 圏	3人	0人
沼津・三島交通圏	1人	0人
福 井 交 通 圏	2人	4人

令和4年度及び令和5年度に一般廃業した75歳以上の個人タクシー事業者数を、令和6年度から令和10年度までの各年度において、5か年度で按分。ただし、小数点以下の端数が生じる場合は、令和6年度の事業者数を繰り上げて処理することとする。

1. 申請の受付期間

令和6年9月1日から令和6年9月30日までとする。ただし、当該9月30日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。

2. 処分の時期

特例許可の処分の時期は、「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」（平成14年1月18日付け中運局公示第244号）第12.(4)に規定する時期（中部運輸局長が定める時期）とする。

附 則（令和6年4月17日付け中運局公示第2号）

1. この公示は、令和6年4月17日から適用する。
2. この公示は、令和7年3月31日をもって廃止する。